

令和2年4月1日

各位

一般社団法人 全日本実業団空手道連盟  
設立時の代表理事(会長) 笹川 堯



一般社団法人全日本実業団空手道連盟設立について及び法人化に伴う加盟団体の手続きについて

全日本実業団空手道連盟は、令和2年3月10日に法人設立登記を完了しました。法人設立登記完了に伴い、令和2年3月25日に、第1回設立社員総会及び理事会を開催し、新たに一般社団法人全日本実業団空手道連盟(英文名: Japan Inter-corporate Karatedo Federation 略してJIKF)となりましたことを、御報告申し上げます。

なお、法人化に伴い、一般社団法人全日本実業団空手道連盟に加盟するには、全ての企業、団体に加入等の手続きが必要となります。よって、以下の各項を御熟読いただき、速やかに手続きを行われますようお願い申し上げます。

## 1 共通項目について

- (1) 加盟する企業、団体につきましては、法人化に伴い、定款に基づき、代表者の確定が必須となります。よって、代表者申請書(代表者の住所、氏名及びメールアドレス並びに代表者の押印等)の提出が必要となります。
- (2) 加盟申請時に年会費の納入が必要となります。金額等については以下をご参照ください。
- (3) 全日本実業団空手道選手権大会及び(公財)全日本空手道連盟ならびに(公財)日本スポーツ協会に係わる公認資格等の取得には、(一社)全日本実業団空手道連盟の加盟が必須となります。
- (4) 本連盟の加盟要件は、企業・官公庁等の空手道部であることを基本要件とし、道場役員等が勤務する企業名を冠した社外道場及び個人道場は認めません。尚、学生は勤労学生を含め認めません。

## 2 旧団体からの移行について

旧全日本実業団空手道連盟に加盟していた企業、団体につきましては、法人化に伴い移行申請書に併せ、代表者申請書の提出が必要となります。

### 3 新規加盟団体について

新規に加盟を希望する企業、団体につきましては、新規加盟申請書に併せ、代表者申請書を提出してください。

### 4 年会費

新規加盟企業団体:30,000円

移行企業団体 :25,000円

### 5 年会費の振込先について

法人化に伴い、新たな口座を金融機関に申請中です。審査が通りましたら、申請いただきました、企業、団体が登録した代表者のメールアドレスに案内を送付及び本連盟のホームページに掲載いたしますので暫くお待ち願います。

### 6 その他

今後発生する企業、団体の代表者を変更する場合及び、加盟申請書に変更があった場合は必ず事務局に連絡してください。事務局から変更届出書を送付いたします。

なお、全ての書類について、押印したものを郵送で、書類のデータについては、電子メールにて以下の送付先に御送付願います。

※ 全自衛隊空手道連盟につきましては、新法人の協力団体となるため、手続き等につきましては必要ありません。

以上

#### 送付先

一般社団法人 全日本実業団空手道連盟 事務局

住所: 〒565-0811 大阪府吹田市千里丘上34番512号

岩佐 雅彦

携帯電話:090-4300-3640

E-mail :seiken-kan@zeus.eonet.ne.jp